真源君御遺事

借4
775
172

大正二年一月無量寺
中村楠雄氏贈

東京帝國大學
圖書之印

曹洞宗
門
775
172

貞源君題事

従四位下侍従兼肥後守源光尚朝臣八妙解院の嫡男にして母八左近衛
中将藤原[illegible]の女なり元和七年九月十九日豊前國中津にて誕生
せり同じき七年十月廿五日父光尚朝臣に従ひ江戸に参勤し翌
年十月廿一日将軍家の御供にて[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同じく四日酒匂川の[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

四月四日

[illegible]

桜井伊豆守

戸田左門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

二月十六日

尾州勤王[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

奥源君遺事二

一寛永十四年二月の末有馬にて八代侯の人々洗踊りして国さた大日
記に国々城の城とせんとすると人さたしきりにさたらるるとなり
沼侯信濃守殿八代侯へ申されくるるは城後の門のさたは先の
ごとく竹たてをつちかうそのおもしも君八郎よりの信濃守殿
申はかりは城なりんより沼侯学者重もりとつきて立て
ちかうまいりけとさしてうんりう
ちかう沼侯信濃守殿それ学者やそひ方の出先歌ゆよりは
のさしかるとえんとと八代侯の人々くよりれ給へ八すれくち
四人のうちまけまし人なるさいるすかりひ門ちあこ
ちもとして後八郎兵衛門殿沼侯信濃守殿てくんの
出先のこと竹把をつちかひ門の宮のたちよりせん事
とのこと出先信濃守殿者ものしきつ人物さるん
こと年の別より竹把をこひて来のこしゆよ八四つまこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

津軽為信公三男信枚[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

二月廿七日

川勝[illegible]

細川越中守
藤孝
三淵右馬頭
[illegible]

[illegible]

二月廿七日

[illegible]

細川越中守
藤孝
三淵右馬頭
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
今をかぎりとしらひらめ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月九日

細川幽斎
河野通直
河野中将
忠利

川船世話ものもの
佐々左衛門
日根野織部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

戦中も後の世人ながら感じたる人ぞ多く思ひて
ゐる者なれば家中も人ごとに忠
義なるものゝ我が心に家を大切に思ふの心あるは
主君に対する心なり家大成に成れば家を亡ぼす
中も敵対人柄志とする類なれば貧かれ乏くれば
息災なる者は格を一人の偏に思ふ忠節
と日来なれば未だ不可然
昨日一条殿の御ものがたりに八幡宮
さてかの面白き天下陪臣の事
世をやとして物を思ふ中にてこんのものゝ
ものゝ者なれば
しかるに那国せるこの陪臣
何ものゝ心に辞退申なもあり
国家をこゝつるふかの物をこの陪臣
後のものゝ心にこゝ
後のものゝ心にこゝ

一国陪臣の老年職掌国家に懸る一揆三百七十度人
情家を殺す殺人弾正の一揆
国一揆を言ふ人数
陪臣の者
戦中も後に
両国の
武家
今度三宅
者共
条数
別
条
中
天野
長重

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

真淵翁遺事　三

君の歳よりなりたまふ時小將殿たまつりみのあまりまある時
父と母といさゝかいつまじらたんせんをそしこひ給ふそ給
父君のかゝる人成しを結びあとまうたんかゝる又父と祖父といさら
いとまをもなく父君のたゝしひさしいめ又相軍郎こ
はらつていとまとひまなくあたらしくあたらしなりは
こゝまあるをとらんなを須ハなくしてむつかる給ふ父君も
こゝろをなをしたまひ給ふのちにを侍のこのよあ給後
のまをひけるハ人の親のかゝることゝいふかゝることゝいとゝさ
なれもしをハあまりよゆゝしさ兄弟ゝそ小將殿こそ
君ゝ父との恩義をこひとつゝひて悲ゆゝまゝて死と
いのらまをりとさけさ山内殿をいつる紀の聖人なし世の人
いとめりたかりよいとさ又歳よもみゝををそ給つゝ内殿
のこゝをかなひめるこのあやしさまとのこまゝ悔

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とをさりもんをすりしいろ
ゆかなひ行ふらんそ
ゆえなりしかるとき
石の法つさ行ひ〳〵のち年をそ
ふのらすして
ふの資用すてをすさそし
ふんすしもあり〳〵き事をゝ孫ハ
宿の花載をみ出したまふつハ
ふるをぬよいろハ河もをゝ
ふ何〳〵清水ハ行りてそ
そ山人ハ五年もいんゝ
けをる事なをもも年ちつをて下のもよ
国窮すらん事の夜なを
をりをくをふの清をそハ
ころんしやそ次の月ゝもをき
ひをゝくの事ハ人まめさ
つふ〳〵ハ人二人つまゝさ
下人〳〵ハいろゝひ行ふを
ろをもをりをふ行ふ日まゝ
行ゝ夏年人まゝりつを
ゝ次の年ハけしをん
をき清ゝをまひれ山石
ゝ人ををゝ
国窮ゝ
ゝ親いをゝ
んをんなゝ
何事の月ゝ
する事もをゝ
八郎止ゝ
ををさををを

まとも故少將殿の世話をしてよつあつらひ給はさりけと
人々ん〳〵ちり
紫雲英とやまとらうせめとらう給ふもあるしたの芋數
をきりよみ〳〵ひ給ふの倉庫へつさしをもつ〳〵なし年
たくして京大坂より相見くらうて利息ありひとしひ六
百俵二年の法やはたれをとけの法殿人ともやわるを
ちるハ年ゝのかくりてハ國用つひよりをのかんと
ゆうハ君の法ゝとをやゆうをらん事も勿体ないをもを
つるのひとそらきんまてめんくの所の祖拔三箇一をたて
まつりをやとてをゝ法ゝ所ちれハ君法ゝんありをもも
三箇一俵まつをてハ行くの家計をんき形ゝ〳〵せ
めてハあら一俵まひをもせとを形紀て行ふををつゝ少て
國中の者くその所の祖拔ともれをのまれ年ゝ也を
とこひみをくまれる者所ちる他所の者他つ行ゝ拔聖

らゝく糸作のものもその家よの減〳〵行〳〵とそのみやちり君
その志の形始ちる俵ちりくゝ以ちんしまひをとくよををひ
てあるハこひまを也あるハ也ちる君
の茶屋ゝまおりつゝ者〳〵ハ大坂ちる君
ゝ所ゝくゝ行ちりハ減ゝ行〳〵ふものとも
りハゝやゝ行ちひゝちくをとも少をををまちりれをつ
ゝをきをくをりをれとも也をを利潤ををて芸俵をちる者
人ともよをたゝ〳〵者よあるを減〳〵行ちりををて
もくゝ君のををも〳〵ハ下をを所のものも同〳〵ようれ〳〵ま
ちする者かくまをのなりちるハつ行〳〵をつくゝ〳〵ち
りくゝ所ちくみあま行ちりつをちりをを芸ををちる
一ゝ也新年の法家〳〵ハ作〳〵ハ当をを元と御家大臣と帝論
の者あり見俵をゝをあをてつゝぬきあひ死をを〳〵をゝかか
俵と芸ん付也ハ故をゝちやゝくゝはをゝひちれとも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の俳諧をひてらいく服さらせいなんすとのさまふさく
人吉とまさて加れ初そろし　如幽ち後ハ将軍家のさええ
たくひなけ也ハ常ものなひくくさりなる地と今の云ふ後
まひひて所人ひろ事ヤさもん所事もとくゆ一
まけよたそろしくものさまひちろ地ひをとけ行ろ
て世ろれもゆくつちひつさ所つまりめとひ人ひる
ろつ行しさ家ひろくゆしくくろる寛文二年秋の所ろ
海保雲流人ハ所ちなやうくて日よつれこのすくれく
みんさ世行ハ居ろひろ所ろ所ろさいらとれた医療行術
ゆんの所ひとつくされろまとしもそのひなく十月廿四日つ
ろかなくなろ所ひろ所なけさのあまりろ也十月ろめ
しろ病つさりさて一ハ後の所も所ろ力ありてすそよ
白藤さ一所後して医師の事をと指ゆしまと今又
ひろしハ一ろさろねゆろまとそいまろもひひくくちひ

ろ世ろ世行ハ指事なそのさこ大ひしろ世行酒
井淡路守後して世ろ世ろ世ろ

我〻家来〻[illegible]長岡郷[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二月廿六日

長岡佐渡守殿
長岡監物殿
長岡式部殿
第四郎殿

肥後
光尚

[illegible]殿
[illegible]殿
[illegible]殿
[illegible]殿

[illegible]て来すると[illegible]
忠誠あるる曾子の筆を見られしよ
ちのくらんか

慶安三年十二月廿四日[illegible]
きたるべきなり真源院四岸宗[illegible]大居士とかする
甚だ[illegible]の[illegible]
の名[illegible]
[illegible]
あるべてあらくめるまたもうし[illegible]
墨のあとを世人あまねく[illegible]
[illegible]

然ハ若狭ノ守ハ
岩城丹後守殿の所ハ人くあつまりて
山名宰相ハ
あさゝ天下の施行ハ
ゆのさまひやうれ
ゆきさ光ハ宰相殿と天下の施行ハ
けしかゝ
事のやうとあさりかさ
丹後殿ハ人くハ
肥後守の覚のとこ
かくハかりそれをいとかさん
しその事の面目
ゆきて
事ありそれ
の所ハ
ゆのさまひやうれ
ゆきさ光ハ宰相殿と天下の施行ハ
けしかゝ
事のやうとあさりかさ
丹後殿ハ人くハ
肥後守の覚のとこ
かくハかりそれをいとかさん
しその事の面目
ゆきて
事ありそれ
の所ハ

行ふの所ひとゝ酒井
聞ものとなりて
若しられハそ
の所ハ
の所ハ
嘶ものとなりて
そして
行ふの所ひとゝ酒井
聞ものとなりて
若しられハそ
の所ハ
の所ハ
嘶ものとなりて
そして

人々ここにかりの人くもまことよろこの事なりしとあるべし
らんとて肥後守のたまはれしうまこのうまもちるよ
けさ改もちろん拙もるうりりの色とものそのふるなる
ひ拙方石菖の人すりされかくのかりといてまて元
の人くあるけりやこるけるとぞ

貴源君御遺唾亦湖淨筋藏本也借写肯

文政二屠維單閼年仲夏念五日馬中已

中村直道